

清水町移住・就業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、町内に移住して就業、起業等をした者に対し、予算の範囲内において、支援金を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号静岡県くらし・環境部長通知。以下「県要領」という。）、清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第1号）その他の法令及び関係通知のほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から清水町へ住民票を異動し、生活の本拠を清水町へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 起業支援金 県要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。
- (5) 移住相談 開催形式及び相談形式を問わず、移住に関連する情報を相談することをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の対象となる者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす就業、起業等に該当し、かつ、世帯の申請をする場合にあつては第6号の要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる(7)及び(8)に該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(7) 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(8) 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、移住の3月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(7) 平成31年4月1日以降に移住したこと。

(8) 支援金の申請時において、移住後3月以上1年以内であること。

(9) 支援金の申請日から5年以上継続して清水町に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(8) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(9) 移住する直前に在住していた市区町村において、直近1年間の市区町村税を滞納していないこと。

(10) 町長が指定する定住促進及び就業、起業等を目的とした補助金の交付を受けていないこと。

(オ) その他町長が不適當であるとした者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が中小企業等であること。
- (ウ) 就業先の中小企業等が、就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めているものでないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、申請時において連続して3月以上在職していること。
- (オ) 求人への応募日が、マッチングサイトに支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、申請時において当該法人に連続して3月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生室が実施する地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げるアの要件を満たす者であって、イ又はウに定める事項のいずれかに該当するもの。

ア 移住前に移住相談を行い、かつ、移住する直前の3年間のうち1回以上清水町にふるさと納税制度（個人が地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による指定を受けた都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金について同法第37条の2第1項及び第314条の7第1項の規定による寄附金税額控除を適用する制度をいう。）による寄附をした者

イ 勤務地が静岡県内に所在する事業所に、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、無期雇用契約に基づいて新規に就業した者

ウ 新たに法人の登記又は個人事業の開業の届出を清水町内で行った者であり、開業の届出を行った事業が公序良俗に反しておらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業でないこと。

(5) 起業に関する要件

起業支援金の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定日から1年以内であること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、移住・就業支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書(様式第1号の2)
- (2) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (3) 住民票の写し(世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分)
- (4) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類(世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分)
- (5) 移住元の市区町村における直近1年間の滞納のないことを証する市区町村税の完納証明書
- (6) 別表2に掲げる証明書類等
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 次の各号に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 支援金の申請日から5年以内に町での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (2) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び清水町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定等)

第7条 町長は、支援金の交付を決定したときは、移住・就業支援金交付決定通知書(様式第3号)により通知した上、申請日から3月以内に支援金を交付するものとする。

(支援金の請求)

第8条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、移住・就業支援金交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに、移住・就業支援金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（支援金の返還）

第9条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号に該当する場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請日から3年未満に清水町から転出した場合

ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2号を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に清水町から転出した場合

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 改正後の清水町移住・就業支援金交付要綱第3条第1号アの規定は、令和2年1月1日以降に移住した者について適用し、令和元年12月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の清水町移住・就業支援金交付要綱第3条第1号ア、第2号イ、第3号及び第4号の規定は、令和3年3月1日以降に移住した者（第2号イの場合にあって

は、令和3年3月1日以降に移住し、かつ、就業した者) について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表1の規定は、令和4年4月1日以降に移住した者について適用し、令和4年3月31日以前に移住した者については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 条関係）

区 分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	18歳未満の者 1 人につき 30万円を加算

注 この表において18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。

別表 2（第 5 条関係）

区 分	証明書類等
移住・就業支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（様式第 2 号）
移住・就業支援金（テレワークの場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（様式第 2 号の 2）
移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者のうち静岡県内の事業所へ就業した者	移住相談を行ったことを確認できる書類、ふるさと納税の寄附金受領証明書の写し及び就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（様式第 2 号の 2）
移住・就業支援金（関係人口の場合）の交付を受けようとする者のうち清水町内で起業した者	移住相談を行ったことを確認できる書類、ふるさと納税の寄附金受領証明書の写し、定款及び登記事項証明書の写し又は個人事業の開業の届出書の写しその他の起業した事業を確認できる書類
移住・就業支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区	東京特別区で通勤していた法人等の就

<p>の法人等へ通勤していた者</p>	<p>業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</p>
<p>東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主</p>	<p>開業届出済証明書その他の移住元での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤期間を確認できる書類</p>
<p>東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者（通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ）</p>	<p>在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類</p>